「2] 日常生活用具の給付

日常生活をより円滑に行うことができるよう、障害の種別・程度、必要性等により、日常生活用具を給付します。 日常生活用具の費用は種目別に限度額が定められており、この範囲内で給付します。

※ 介護保険から同様のサービスが受けられる場合は介護保険が優先です。

(1) 購入の流れ



- ※ 難病の方は意見書の提出が必要です。
- ※ 申請する日常生活用具によっては、意見書の提出をお願いする場合があります。
- ※ 利用者負担額は給付券に記載されます。

(2) 日常生活用具の利用者負担と負担上限月額

区分	利用者負担額	負担上限月額
生活保護世帯	0円	
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯	購入費用の1割	24, 000円

- ※ 同じ月に同一世帯の2人以上の障害者(児)が利用した場合、利用者負担が最も高い者に対して 上記の負担上限月額を適用し、2人目以降の負担上限月額はその半額となります。
- ※ 給付用具及び貸与用具については巻末資料をご参照ください。